

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業
「デイサービスセンターはなの苑」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 第 3471100523 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・介護予防及び日常生活支援総合事業のサービス(以下「本サービス」という)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「日常生活支援総合事業対象者」と認定された方が対象となります。

目次

1 . 事業者	1
2 . 事業所の概要	1
3 . 事業実施地域及び営業時間	2
4 . 職員の配置状況	3
5 . 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6 . 苦情の受付について	6

1 . 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 華野福社会
(2) 法人所在地 広島県尾道市向東町12255番地1
(3) 電話番号 0 8 4 8 - 2 0 6 3 2 0
(4) 代表者氏名 理事長 笠井裕
(5) 設立年月 平成 9 年 1 0 月 7 日

2 . 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年 3 月28日指定
 広島県第3471100523号
当事業所は特別養護老人ホームはなの苑に併設されています。
指定介護予防通所介護事業所・平成18年 4 月 1 日指定
 広島県第3471100523号

(2) 事業所の目的

支援及び介護を要する者であって、日常生活を営むのに支障があるものに対し、主として通所の方法により、各種のサービスを提供することによって、契約者の生活に関する相談、助言、健康状態の観察のほか心身機能の向上を図り、更には家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする事業所です。

(3) 事業所の名称 デイサービスセンター はなの苑

(4) 事業所の所在地 広島県尾道市向東町12255番地1

(5) 電話番号 0 8 4 8 - 2 0 - 6 3 2 0

(6) 事業所長（管理者）氏名 山本敬司

(7) 当事業所の運営方針

- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・食事は楽しくしかもおいしくいただくために、材料の吟味はもとより、調理についても関係職員が一体となって取り組みます。
- ・精神的なケアを進めるために「こころの相談」に力を入れます。
- ・幼児・児童との交流を深めて心のやすらぎを図ります。
- ・地域・ボランティアの中に溶け込んだ運営を図ります。
- ・クラブ活動・ゲーム・音楽を取り入れてお楽しみ行事を行います。

(8) 開設年月 平成 1 2 年 3 月 2 8 日（通所介護）

 平成 1 8 年 4 月 1 日（介護予防通所介護）

 平成 2 9 年 4 月 1 日（日常生活支援総合事業）

(9) 利用定員 3 5 人

3 . 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 尾道市内（但し、浦崎町、百島町、因島全域、瀬戸田町、御調町を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月火水金土（但し、1月1日～4日を除く）
受付時間	月火水金土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月火水金土 9時30分～15時59分

4．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対し本サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

1 , 管理者 1名(常勤)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 , 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。

3 , 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

4 , 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導、助言を行う。

5 , 介護職員 5名以上

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

5．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

*以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割~7割)が介護保険から給付されます。

加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの内容>

共通的服务

食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～13：00

入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

排泄

- ・ご契約者の状態に合った排せつの介助を行います。

送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

- ・有料道路及び交通機関を利用した場合は実費を徴収する。

加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。

<サービス利用料金（1回あたり）>

別表1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）参照）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 主任 武内 亜弓

受付時間 毎週月曜日～日曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関（手順書を別途記載）

尾道市役所 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 受付時間 8：30～17：15
尾道市役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係	所在地 尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9137 受付時間 8：30～17：15
広島県国民健康保険 団体連合会 介護福祉課	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8：30～17：15
広島県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 受付時間 8：30～17：00

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8 . 緊急時等について

通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います。

9 . 非常災害対策について

通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、消防計画等の防災計画に基づき、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

10 . 事故発生時の対応について

事故発生時の場合は、ご家族（緊急連絡先）に連絡し、対応について協議します。また必要に応じ速やかに市町村への連絡など、必要な措置を講じます。

第三者評価の実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	令和 年 日 月
実施した評価機関の名称	
評価結果の公表	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

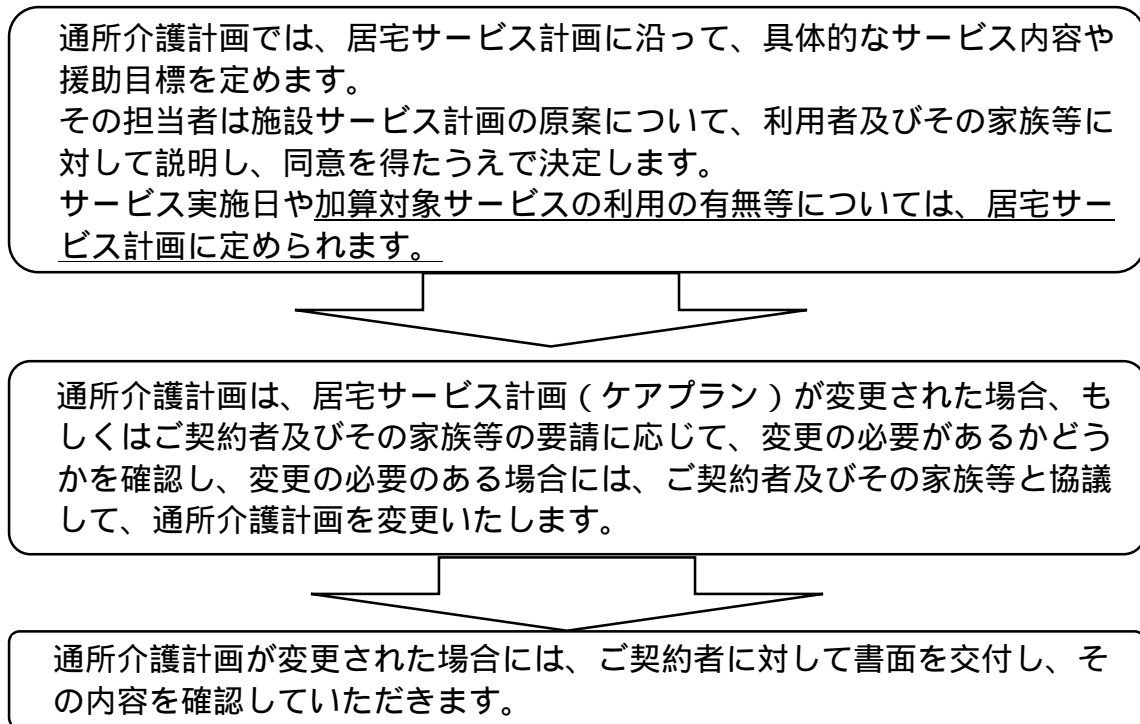
11 . 第三者評価の実施状況について

福祉サービス第三者評価機関による第三者評価実施はありません。

< 重要事項説明書付属文書 >

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護(予防支援)事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

ご契約者が死亡した場合

要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

ご契約者が入院又は入所された場合

ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

当事業所はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上
通所介護、通所型サービス事業のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。
デイサービスセンターはなの苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住 所

氏 名

印

代 筆 者
(代理人)

住 所

氏 名
続 柄

印

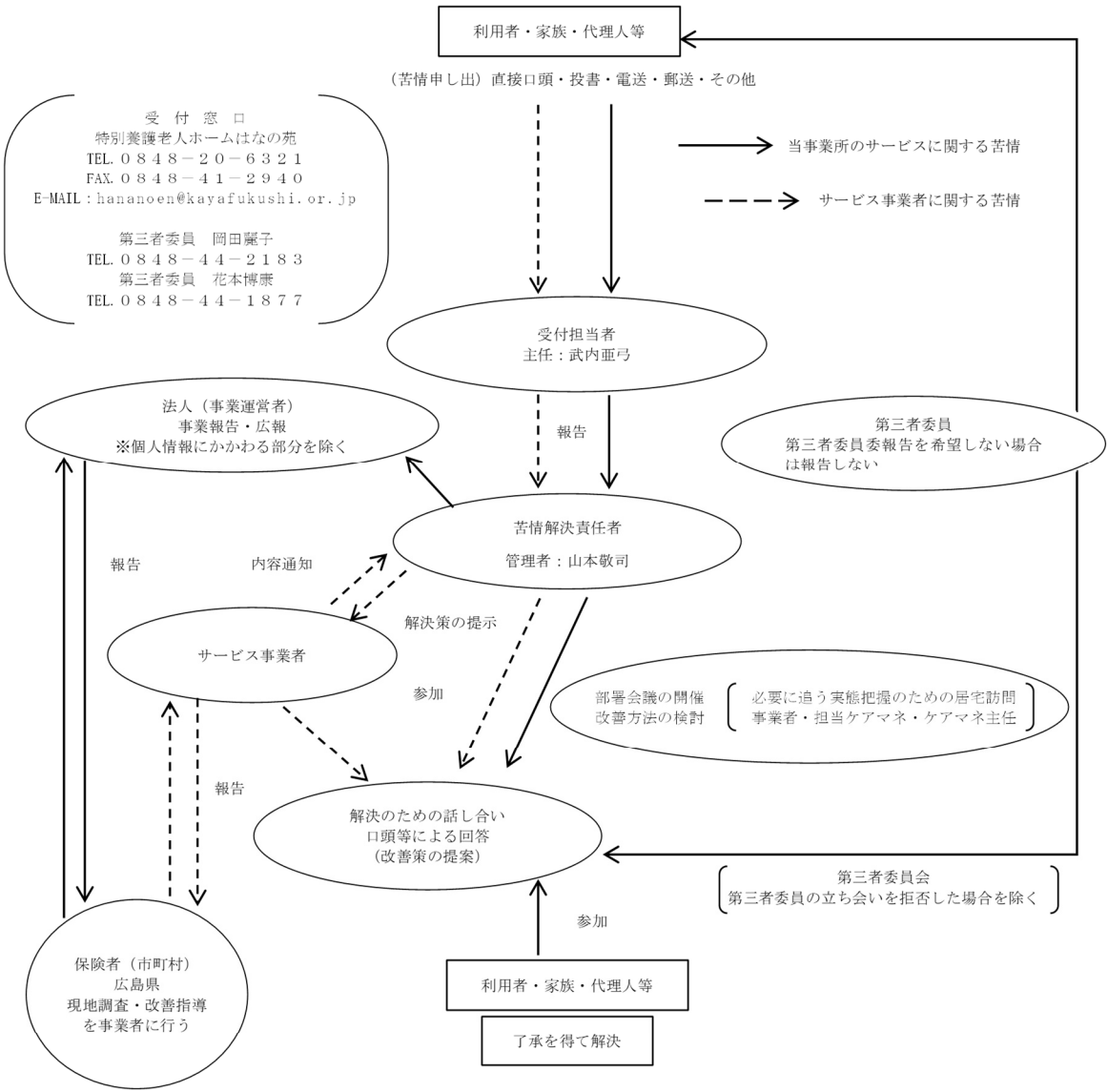
この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用
申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

加算

<p>入浴介助加算</p>	<p>入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行ったうえで入浴介助を行った場合に算定されます。</p>
<p>サービス提供体制強化加算</p>	<p>介護職員のうち介護福祉士が70%以上、又金属10年以上の介護福祉士25%のいずれかの場合に算定されます。</p>
<p>生活機能向上グループ活動加算</p>	<p>利用者の生活機能の向上を目的として、複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合に算定されます。</p>
<p>中重度者ケア体制加算</p>	<p>中重度の要介護利用者に対して指定通所介護を行った場合に算定されます。</p>
<p>科学的介護推進体制加算</p>	<p>利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>
<p>認知症加算</p>	<p>看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の物の占める割合が15%以上であること。 サービス提供時間を通じて、もっぱら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修などを終了したものを1名以上配置していること。当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していること。 認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合に算定されます。</p>
<p>介護職員等処遇改善加算</p>	<p>総単位数費に9.2%が加算されます。</p>

苦情解決に向けて事業所対応フロー

デイサービスセンターはなの苑



※その他苦情受付機関

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| * 保険者：尾道市 (介護保険係) | TEL 0848-38-9440 Fax 0848-37-7260 |
| 総合事業は尾道市 (高齢者福祉課高齢者福祉係) | TEL 0848-38-9137 Fax 0848-37-7260 |
| * 広島県国民健康保険団体連合会 | TEL 082-554-0783 Fax 082-511-9126 |
| * 広島県福祉サービス運営適正化委員会
(広島県社会福祉協議会) | TEL 082-254-3419 Fax 082-569-6161 |

1. 苦情解決を迅速に行うために、サービス事業者・担当ケアマネと日頃から連携をよくとるよう努めます。
2. サービス事業者の管理者又はサービス提供責任者に、必ず苦情内容を連絡し、解決策について回答を得るようにします。
3. 苦情内容をサービス事業者に連絡したにも拘わらず、苦情について何等対応策を講じない場合は、今後ケアプラン作成にあたって当該サービス事業者を除外扱いとします。
4. 当事業所への苦情は、個人情報に係る部分を除き、事業所の広報紙、事業報告書等に掲載します。
5. 利用者の納得が得られるまで、改善策を提案します。
6. 第三者委員への報告を希望された場合、解決のための働きかけに参加して頂きます。